

# 平塚市自殺対策会議委員委嘱式及び会議次第

日 時 平成28年7月29日(金)

14:00～16:00

場 所 平塚市役所 本館7階 710会議室

## 委嘱式

- 1 委嘱状交付
- 2 平塚市長あいさつ

## 会 議

- 1 開 会
- 2 自己紹介
- 3 委員長、副委員長の選出
- 4 議 題
  - (1) 平塚市の自殺の現状と取組について
  - (2) 自殺対策基本法の一部改正について
  - (3) 各委員からの情報提供、意見交換  
※各委員の皆様には5分程度御発言を頂きたくよろしくお願い申し上げます。  
(所属機関での取組や活動、自殺対策に関する事項等について)
  - (4) 自殺対策推進に当たっての協力依頼について

資料1：平塚市自殺対策会議傍聴要領

資料2：平塚市自殺対策会議規則

資料3：平塚市自殺者数推移

資料4：平成27年度こころと命のサポート事業（自殺対策）実績

資料5：平成28年度こころと命のサポート事業（自殺対策）計画

資料6：ゲートキーパー養成方針と考え方

資料7：自殺対策基本法の一部を改正する法律概要

資料8：自殺対策関連事業調査取りまとめ

資料9：平成28年度自殺予防啓発街頭キャンペーンについて（案）

参考資料：平塚市民のこころと命を守る条例

平塚市自殺対策会議委員名簿

任期2年 28.7.29～30.7.28

順不同・敬称略

分野	所属名	役職名	氏名
学識	国際医療福祉大学小田原保健医療学部	副学部長	荒木田美香子
司法	神奈川県司法書士会		大谷 潔
医療機関	一般社団法人平塚市医師会	理 事(総務担当)	高山秀明
	医療法人社団研水会平塚病院	副院長	上田竹人
労働関係	公益社団法人神奈川労働安全衛生協会平塚支部	事務局長	廣澤正子
地区組織	社会福祉法人平塚市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	小林立欣
	平塚市民生委員児童委員協議会	理 事	天羽輝彦
市民活動団体	浜岳中学校区子ども読書活動推進協議会	会 長	百武佐和子
行政機関	平塚保健福祉事務所	保健予防課長	片岡光枝
	平塚警察署	生活安全課長	井上悟司
	平塚公共職業安定所	統括職業指導官	小松秀一
	平塚労働基準監督署	安全衛生課長	青山浩二
	平塚市教育委員会	教育指導担当部長	深谷昇平

事務局	平塚市	福祉部長	中村俊也
		福祉総務課長	鈴木千代治
		福祉総務課保健福祉総合相談担当長	田中恵美子
		福祉総務課保健福祉総合相談担当主任	小瀬美由紀
		福祉総務課保健福祉総合相談担当主事	立花成子

平塚市自殺対策会議会場(710会議室)座席



出入

スクリーン

プロジェクター  
ICレコーダー

委員長 副委員長

傍聴席

傍聴席

事務局

事務局

荒木田委員  
(国際医療福祉大学)

大谷委員  
(神奈川県司法書士会)

高山委員  
(平塚市医師会)

上田委員  
(研水会平塚病院)

廣澤委員  
(神奈川労務安全  
衛生協会)

小林委員  
大貫地域福祉推進  
課長 代理出席  
(社会福祉協議会)

天羽委員  
(民生委員児童  
委員協議会)

深谷委員  
(平塚市教育委員会)

青山委員(山田監督課長  
代理出席)  
(平塚労働基準監督署)

井上委員  
(平塚警察署)

片岡委員  
(平塚保健福祉  
事務所)

百武委員  
(浜岳中学校区子ども  
読書活動推進協議会)

立花主事  
小瀬主任  
田中課長代理

鈴木課長  
中村福祉部長

## 平塚市自殺対策会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平塚市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第2項及び第3項の規定に基づき、平塚市自殺対策会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、会議公開を定める平塚市情報公開条例（平成14年条例第24号）第31条の趣旨を最大限に実現するよう解釈・運用しなければならない。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の傍聴者定員は、10人以内とし、会議の都度、委員長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 平塚市自殺対策会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合を求めるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員に傍聴を認めるものとし、定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。

4 前項の規定により傍聴を認められた者は、平塚市自殺対策会議傍聴希望者受付用紙（別記様式）に氏名、住所その他必要な事項を記入するものとする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(その他の遵守事項)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、傍聴希望者及び傍聴人の遵守事項は、別記に定めるとおりとする。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、委員長が会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

別記様式（第 3 条関係）

平塚市自殺対策会議 傍聴希望者受付用紙

月 日(受付日)

住 所	氏 名	備 考

別記（第8条関係）

### 傍聴を希望される方の遵守事項について

- 1 傍聴の可否については、審議・検討する内容により、各審議会等で審議され決定されます。
- 2 会場の都合上、傍聴席数を超える場合は、抽選になります。抽選の場合には、受付番号順に抽選を行います。
- 3 傍聴を認められた方は、指定の場所で自己の名前を傍聴人受付用紙に、記入してください。
- 4 次に掲げる事項に該当する方は、会場への入場をお断りします。
  - (1) 危害を加えるおそれのある物を携帯している方（例：刃物）
  - (2) 氣勢を示すおそれのある物を携帯している方（例：ビラ、旗、プラカード）
  - (3) 威圧を与えるおそれのある物を携帯している方（例：鉢巻、腕章、ヘルメット）
  - (4) 騒音を出すおそれのある物を携帯している方（例：笛、ラッパ、太鼓、拡声器）
  - (5) 酒気を帯びていると認められる方
  - (6) 議事を妨げ、他人に迷惑を及ぼすなど会議の秩序を乱すおそれがあると認められる方
- 5 傍聴する方は、静粛にし、次に掲げる事項を守ってください。
  - (1) 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 談話し、歌を歌い、大声で笑い、その他騒ぎ立てないこと。
  - (3) 写真・ビデオ等の撮影や録音をしないこと。ただし、事前に会長等の許可を得たときは、この限りでない。
  - (4) 飲食または喫煙をしないこと。ただし、水やお茶などペットボトルについて、事前に委員長等の許可を得たときは、この限りでない。
  - (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
  - (6) 携帯電話その他音を発する情報通信機器等の電源を切っておくこと。
  - (7) 会議の秩序を乱し、または議事の妨げになるような行為をしないこと。
  - (8) その他係員の指示する事項を守ること。
- 6 会の長（議長を含む。）は、傍聴する方が上記に定める事項に違反するときは正常な会議の進行を確保するためこれを制止し、その命令に従わないときは、必要に応じ、上記事項に反する傍聴人に退場を命じます。

平塚市自殺対策会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市民のこころと命を守る条例（平成19年条例第34号）第16条第6項の規定に基づき、平塚市自殺対策会議（以下「自殺対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 自殺対策会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、自殺対策会議を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 自殺対策会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 自殺対策会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 自殺対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 自殺対策会議は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 自殺対策会議の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、自殺対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が自殺対策会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 平塚市自殺者数推移

平塚市

地域における自殺の基礎資料(警察庁自殺統計ベース)をもとに作成

## 1 自殺者年推移

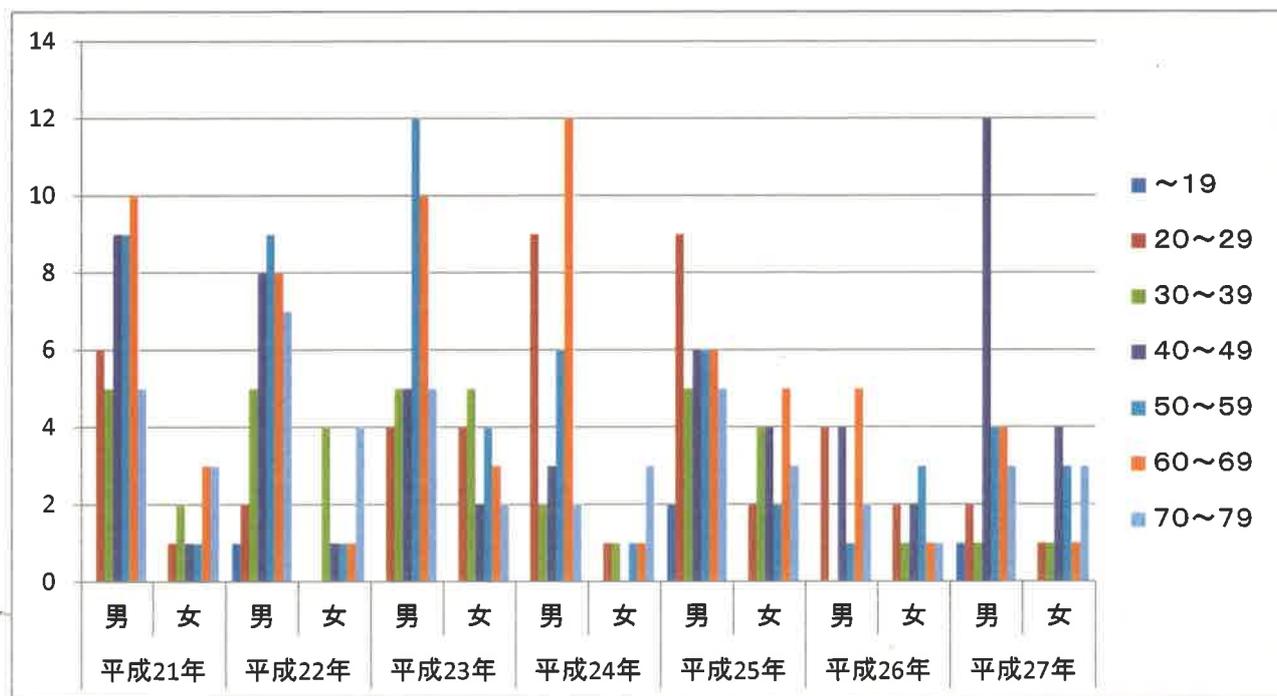
年(1月～12月)統計

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
男	45	42	42	36	40	22	28
女	11	11	24	7	22	11	15
合計	56	53	66	43	62	33	43

## 2 年代別自殺者推移

内閣府発表データ(警察庁自殺統計ベース)をもとに作成

年代	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
～19	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0
20～29	6	1	2	0	4	4	9	1	9	2	4	2	2	1
30～39	5	2	5	4	5	5	2	1	5	4		1	1	1
40～49	9	1	8	1	5	2	3	0	6	4	4	2	12	4
50～59	9	1	9	1	12	4	6	1	6	2	1	3	4	3
60～69	10	3	8	1	10	3	12	1	6	5	5	1	4	1
70～79	5	3	7	4	5	2	2	3	5	3	2	1	3	3
80～	1	0	2	0	1	4	2	0	1	2	6	1	1	2
小計	45	11	42	11	42	24	36	7	40	22	22	11	28	15



## 【データ考察】

○全体的には減少傾向とれなくもないがここ数年増減を繰り返しており、減少しているとまでは言えない。

○10代、20代の自殺がなくならず、また70代、80代の自殺も減っていない。

○平成27年は40代の自殺者が倍増した。

分野	項目	内容	予定及び実績
普及啓発	■相談窓口案内「気づいてくださいころのサイン」を活用した普及啓発	「ひとりで悩まず相談を」というメッセージと相談窓口の情報を広く伝えることを目的に作成。児童生徒を通じて家庭に情報へ届けるため全小・中・高等学校へ配付。待ち時間等に手に取ってもらえるよう病院、薬局、歯科医院へ配架。キャンペーンや研修会等の参加者へ配付するなどの機会を通じ広く周知普及啓発を図る。	全小中学校、高等学校児童生徒教職員へ配付、病院・薬局・歯科医院・ハローワーク等公共施設へ配架、民生委員児童委員・よろず相談センター等関係団体、各種研修会、会議参加者への配付、イベント、キャンペーン等での配布、駅地下広告板を活用し拡大したものを掲示、市民課で転入者用資料、こんにちは赤ちゃん事業等で配付、各課に配架。配布数約55,000枚
	■メンタルヘルスセルフチェックシステム「ころの体温計」を活用した普及啓発	幅広い年齢層にうつへの早期気づきを促すとともに心の健康に関心を持ってもらうことを目的に、パソコンや携帯電話を使って簡単にストレスや心の落ち込み度がチェックできるメンタルヘルスセルフチェックシステムを導入し、サービス提供。併せて各種相談窓口の情報も掲載。	メンタルヘルスチェックサービス「ころの体温計」のサービス提供。8メニュー「本人モード」「家族モード」「あかちゃんママモード」「アルコールチェックモード」「ストレス対処タイプテスト」「いじめのサイン守ってあげたい!」、「これって愛?、これってDV?」、「大切な人を突然亡くされたあなたへ」。スマートフォンAndroid版アプリを公開(県内初) 平成27年度アクセス数110,909件
	■自殺予防週間関連事業	9月10日の世界自殺予防デーに因み、9月10日からの一週間は自殺予防週間(自殺総合対策大綱)。期間中、自殺予防啓発活動を推進。	公共施設等へ自殺予防啓発ポスター掲示、広報ひらつか・HP関連記事掲載、FM湘南ナパサでの情報発信、図書館で「ころと命のサポートのための本」のコーナー設置・映画上映、9/2街頭キャンペーン、平塚駅構内へ相談窓口案内配架。
	■自殺対策強化月間関連事業	例年、月別自殺者数の最も多い3月は自殺対策強化月間。期間中、関係団体等と連携して、自殺対策について広報啓発活動を推進。	公共施設等へ自殺予防啓発ポスター掲示、広報ひらつか・HP関連記事掲載、FM湘南ナパサでの情報発信、中央図書館で特設コーナー設置・返却スリップ(返却期限を記載して貸出時に渡すし)にメッセージ記載・ころと命のサポート特集映画会。
	■命の尊さの普及啓発(協働事業)	日ごろから本を通じた地域活動をしている団体と協働し、読み聞かせ等の活動を通じて「命の尊さ」の普及啓発や、自己肯定感を高めてもらうことを目的とした事業を実施。 協働先団体: 浜岳中学校区子ども読書活動推進協議会	協働事業で作成した「いのちの尊さをつたえる本」vol.1~3のリストを活用し、読み聞かせを実施してもらう。他地区の協議会にも配付し取組を紹介し周知・活用を図る。 浜岳中学校に協力を依頼し、自殺予防啓発ポスターの作製、街頭キャンペーン、保育体験ボランティア(子どもたちとのふれあいと通じて自己肯定感を育む)を実施。 いのちの尊さをつたえる本「今月のおすすめ」2冊をコメントをつけてHPで紹介。
	■視聴覚教材を活用した普及啓発	いじめの問題や命の大切さをテーマとしたDVDやビデオを学校の道徳授業や人権教育に活用してもらうよう貸出。	11タイトル所蔵。作品リストを作成し、学校の人権教育担当者会で紹介(5/12)。道徳授業、人権学習会などでの活用を図る。延べ2タイトル貸出。
	■広報活動	リーフレット配布、ポスター掲示、HPやラジオでの情報提供、広報紙や機関紙等に関連記事掲載。	広報ひらつか(9月第1金、11月第3金、1月第3金、)記事掲載、FM湘南ナパサ(5/5、9/1、3/1)での情報提供、機関紙(地区公民館だより、人権男女メルマガ)、HP、ポスター等を活用した情報提供、メッセージ発信。

分野	項目	内容	予定及び実績
人材育成	■講演会等	命の大切さ、人と人とのつながり、家族の絆、心の問題等をテーマにした講演会を実施。	【生き方・命の大切さを考える講演会】(中学校との共催企画) 中学生に命の尊さを伝えるとともに自己肯定感を高めてもらう講演会を実施(保護者にもよびかけ)。10/30太洋中学校で実施。 9/16【人権教育担当者会講演会】(教育委員会との共催)
	■ゲートキーパー養成	自殺問題への正しい理解を深めてもらうとともに、身近な人の様子の変化に「気づき、声かけ、話を聴き、必要に応じて相談へつなげ、見守る(支え合う)」ことの大切さを伝えるために、養成講座を開催。また、情報宅配便のメニューとしても提供。	①僧侶…6/15②庁内会議・庁内担当者…7/15③労務安全衛生協会…8/20④労務安全衛生協会地区会…6/16、19、26、29、7/2、6⑤地区民生委員児童委員協議会…9/9⑥庁内職員…11/5⑦地区民生委員児童委員協議会…11/10⑧学校事務職員…1/26 修了者には、グリーンのピンバッジ(神奈川県作成)を配付し、ゲートキーパーへの理解を広げていく。 H27年度 13回 計242人養成
	■自殺対策研修会	市民、関係団体、職員等を対象に実施。また、神奈川県等が実施する研修会に職員を派遣し職員の資質向上を図る。	【開催研修】7/15自殺対策庁内会議研修(ゲートキーパー養成研修)、9/16人権教育担当者会研修会、11/5庁内ゲートキーパー養成研修、保健福祉研修、11/24保健福祉研修(依存症)、1/26保健福祉研修(睡眠障害)、2/17自殺対策担当者会議研修(債務整理) 【受講研修】6/12ゲートキーパー養成指導者研修、6/26自殺対策基礎研修、10/19自殺対策基礎研修Ⅱ、11/6アルコール健康相談研修、12/7自殺未遂者支援研修、2/17地域自殺対策研修会
推進体制	■自殺対策庁内会議	庁内関係19課の課長職により構成。関係各課の連携・協力体制の構築、情報共有のために設置。	7/15会議及び研修、9/16研修(人権教育担当者会研修会)
	■自殺対策担当者会議	庁内関係19課の担当職員+平塚保健福祉事務所、社協、平塚警察で構成。市民から寄せられる様々な相談が適切な支援につながるよう、関係各課の連携、情報の共有、また自殺対策に関する知識を深めていくために開催。	7/15会議及び研修、9/2街頭キャンペーン、2/17会議(研修)
	■平塚市自殺対策会議	平塚市民のこころと命を守る条例第16条に基づき、総合的な自殺対策を推進するため、平成22年度に設置。平成25年度から附属機関。	7/29(水)15:00~17:00

分野	項目	内容	予定及び実績
その他	■自殺者等の実態把握	内閣府「地域における自殺の基礎資料」(警察庁自殺統計ベース/厚生労働省人口動態統計ベース)等から入手できるデータによる実態把握。自殺未遂者については、救急搬送(自損)件数による人数等の把握(消防救急課) 自損事故救急搬送件数・平成26年中(142件出場、109人搬送)平成25年中(208件出場、170人搬送) 平成24年中(184件出場、161人搬送) 平成23年度中(216件出場、178人搬送)	
	■福祉総務課 保健福祉総合相談	複合的な課題を抱える相談者に対する支援として、総合的に相談内容を把握、整理し、複数の窓口に及ぶ相談については担当課との連絡、調整を行い、解決を図る。 また保健福祉に関する情報の収集及び提供を行う。	来所・電話相談、窓口案内等に対応。関係各課、関係機関との連携及びつなぎに際し専門知識が必要となる困難ケース等の相談については社会福祉士が対応。 相談件数890件
	■くらしサポート相談	生活困窮者自立支援法の施行を受け平成27年4月1日から保健福祉総合相談に「くらしサポート相談」の窓口を併設し、生活困窮者の相談支援を実施。	相談員3名を配置。併せて社会福祉協議会の貸付相談の相談員を1名置き、保健福祉総合相談とくらしサポート相談、貸付相談が一体となって相談支援ができる体制を取っている。 相談件数881件
	■自死遺族支援	自死遺族の方が利用できる相談窓口の周知。自死遺族の方への理解を深めるための研修等の実施。 わかちあい・交流会の開催とあり方の検討。	自死遺族の方が利用できる専用相談窓口、分かち合いの会の情報を周知。 わかちあい・交流会の開催(県共催)10/1(2人)、12/3(1人)、2/4(2人)

分野	項目	内容	予定及び実績
普及啓発	<p>■相談窓口案内「気づいてくださいころのサイン」を活用した普及啓発</p>	<p>「ひとりで悩まず相談を」というメッセージと相談窓口の情報を広く伝えることを目的に作成。児童生徒を通じて家庭に情報へ届けるため全小・中・高等学校へ配付。待ち時間等に手に取ってもらえるよう病院、薬局、歯科医院へ配架。キャンペーンや研修会等の参加者へ配付するなどの機会を通じ広く周知普及啓発を図る。</p>	<p>全小中学校、高等学校児童生徒教職員へ配付、病院・薬局・歯科医院・ハローワーク等公共施設へ配架、民生委員児童委員・よろず相談センター等関係団体、各種研修会、会議参加者への配付、イベント、キャンペーン等での配布、駅地下広告板を活用し拡大したものを掲示、市民課で転入者用資料、こんにちは赤ちゃん事業等で配付、各課に配架。配布数約55,000枚</p>
	<p>■メンタルヘルスセルフチェックシステム「ころの体温計」を活用した普及啓発</p>	<p>幅広い年齢層にうつへの早期気づきを促すとともに心の健康に関心を持ってもらうことを目的に、パソコンや携帯電話を使って簡単にストレスや心の落ち込み度がチェックできるメンタルヘルスセルフチェックシステムを導入し、サービス提供。併せて各種相談窓口の情報も掲載。</p>	<p>メンタルヘルスチェックサービス「ころの体温計」のサービス提供。8メニュー「本人モード」「家族モード」「あかちゃんママモード」「アルコールチェックモード」「ストレス対処タイプテスト」「いじめのサイン守ってあげたい!」、「これって愛?、これってDV?」、「大切な人を突然亡くされたあなたへ」。スマートフォンAndroid版アプリに加え、ios版アプリを公開</p>
	<p>■自殺予防週間関連事業</p>	<p>9月10日の世界自殺予防デーに因み、9月10日からの一週間は自殺予防週間(自殺総合対策大綱)。期間中、自殺予防啓発活動を推進。</p>	<p>公共施設等へ自殺予防啓発ポスター掲示、広報ひらつか・HP関連記事掲載、FM湘南ナパサでの情報発信、図書館で「ころと命のサポートのための本」のコーナー設置・映画上映、8/30街頭キャンペーン</p>
	<p>■自殺対策強化月間関連事業</p>	<p>例年、月別自殺者数の最も多い3月は自殺対策強化月間。期間中、関係団体等と連携して、自殺対策について広報啓発活動を推進。</p>	<p>公共施設等へ自殺予防啓発ポスター掲示、広報ひらつか・HP関連記事掲載、FM湘南ナパサでの情報発信、中央図書館で特設コーナー設置・返却スリップ(返却期限を記載して貸出時に渡すし)にメッセージ記載・ころと命のサポート特集映画会。</p>
	<p>■命の尊さの普及啓発(協働事業)</p>	<p>日ごろから本を通じた地域活動をしている団体と協働し、読み聞かせ等の活動を通じて「命の尊さ」の普及啓発や、自己肯定感を高めてもらうことを目的とした事業を実施。協働先団体:浜岳中学校区子ども読書活動推進協議会</p>	<p>協働事業で作成した「いのちの尊さをつたえる本」vol.1~3のリストを活用し、読み聞かせを実施してもらう。他地区の協議会にも配付し取組を紹介し周知・活用を図る。浜岳中学校に協力を依頼し、自殺予防啓発ポスターの作製、街頭キャンペーン、保育体験ボランティア(子どもたちとのふれあいと通じて自己肯定感を育む)を実施。(花水台保育園)いのちの尊さをつたえる本「今月のおすすめ」2冊をコメントをつけてHPで紹介。</p>
	<p>■視聴覚教材を活用した普及啓発</p>	<p>いじめの問題や命の大切さをテーマとしたDVDやビデオを学校の道徳授業や人権教育に活用してもらうよう貸出。</p>	<p>11タイトル所蔵。作品リストを作成し、学校の人権教育担当者会で紹介(5/16)。道徳授業、人権学習会などでの活用を図る。</p>
	<p>■広報活動</p>	<p>リーフレット配布、ポスター掲示、HPやラジオでの情報提供、広報紙や機関紙等に関連記事掲載。</p>	<p>広報ひらつか関連記事掲載、FM湘南ナパサでの情報提供、各機関紙、HP、ポスター等を活用した情報提供、メッセージ発信。</p>

分野	項目	内容	予定及び実績
人材育成	■講演会等	命の大切さ、人と人とのつながり、家族の絆、心の問題等をテーマにした講演会を実施。	【生き方・命の大切さを考える講演会】(中学校との共催企画)中学生に命の尊さを伝えるとともに自己肯定感を高めてもらう講演会を実施(保護者にもよびかけ)。4校で実施予定。
	■ゲートキーパー養成	自殺問題への正しい理解を深めてもらうとともに、身近な人の様子の変化に「気づき、声かけ、話を聴き、必要に応じて相談へつなげ、見守る(支え合う)」ことの大切さを伝えるために、養成講座を開催。また、情報宅配便のメニューとしても提供。	①通訳翻訳ボランティア…6/19②庁内会議・庁内担当者…7/21で実施。今後③労務安全衛生協会…8/26④松が丘地区民児協…8/29、ほか庁内職員などに実施予定。 ※修了者に、グリーンのピンバッジ(神奈川県作成)を配付し、ゲートキーパーへの理解を広げていく。
	■自殺対策研修会	市民、関係団体、職員等を対象に実施。また、神奈川県等が実施する研修会に職員を派遣し職員の資質向上を図る。	【開催研修】5/24小中教頭研究会研修(思春期の心・故意に自分を傷つける症候群、自傷行為への理解と対応)、7/27自死遺族支援研修(県共催)、9/16人権教育担当者会研修会(性的マイノリティへの理解)2/1児童生徒指導担当者会研修会(ネット依存について) 【受講研修】6/10自殺対策基礎研修Ⅰ、6/24ゲートキーパー養成指導者研修
推進体制	■自殺対策庁内会議	庁内関係19課の課長職により構成。関係各課の連携・協力体制の構築、情報共有のために設置。	7/21会議及び研修、9/16研修参加(人権教育担当者会研修)
	■自殺対策担当者会議	庁内関係19課の担当職員+平塚保健福祉事務所、社協、平塚警察で構成。市民から寄せられる様々な相談が適切な支援につながるよう、関係各課の連携、情報の共有、また自殺対策に関する知識を深めていくために開催。	7/21会議及び研修、8/30街頭キャンペーン、ほか事例検討、研修会等を予定
	■平塚市自殺対策会議	平塚市民のこころと命を守る条例第16条に基づき、総合的な自殺対策を推進するため、平成22年度に設置。平成25年度から附属機関。	7/29(金)14:00~16:00

分野	項目	内容	予定及び実績
その他	■自殺者等の実態把握	内閣府「地域における自殺の基礎資料」（警察庁自殺統計ベース／厚生労働省人口動態統計ベース）等から入手できるデータによる実態把握。自殺未遂者については、救急搬送（自損）件数による人数等の把握（消防救急課）	
	■福祉総務課 保健福祉総合相談	複合的な課題を抱える相談者に対する支援として、総合的に相談内容を把握、整理し、複数の窓口にあつた相談については担当課との連絡、調整を行い、解決を図る。また保健福祉に関する情報の収集及び提供を行う。	来所・電話相談、窓口案内等に対応。関係各課、関係機関との連携及びつなぎに際し専門知識が必要となる困難ケース等の相談については社会福祉士が対応。
	■くらしサポート相談	生活困窮者自立支援法の施行を受け平成27年4月1日から保健福祉総合相談に「くらしサポート相談」の窓口を併設し、生活困窮者の相談支援を実施。	相談員4名を配置。併せて社会福祉協議会の貸付相談の相談員を1名置き、保健福祉総合相談とくらしサポート相談、貸付相談が一体となって相談支援ができる体制を取っている。
	■自死遺族支援	自死遺族の方が利用できる相談窓口の周知。自死遺族の方への理解を深めるための研修等の実施。 わかちあいの会（自死遺族の集い）開催とあり方の検討。	自死遺族の方が利用できる専用相談窓口、分かちあいの会の情報を周知。 わかちあいの会（自死遺族の集い）開催（県共催）4/26、6/7、8/2、10/4、12/6、2/7 年6回開催予定。

平成24年6月19日付  
神奈川県保健福祉局保健医療部保健予防課長通知

## ゲートキーパー養成方針について

### 1 趣旨

自殺対策の推進と自殺予防のため、かながわ自殺総合対策指針の重点施策である早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する。

ゲートキーパーとは、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険性を示すサインに気づき、適切な対応を図る役割を担う人材である。

なお、かながわグランドデザインの実施計画の中のプロジェクト8「こころといのちを守るしくみづくり」では、具体的な取組みのひとつとして、「自殺対策の総合的な推進」を掲げ、ゲートキーパーを1年間に県全体で5,000人ずつ養成していくことを数値目標とし、計画的かつ効果的に自殺対策を推進していくこととしている。

### 2 養成の対象

一般住民、かかりつけ医、教職員、地域保健や産業保健関係職員、介護支援専門員等、民生委員・児童委員、健康普及員等、社会的要因に関連する相談員、警察官などの遺族等に対応する公的機関の職員とする。

### 3 県と市町村の役割

県は、地域においてゲートキーパー養成研修を実施する指導者を養成するとともに、主に広域・専門団体等を対象に養成を行う。また、市町村に対し養成のためのテキスト等及び関連する情報を提供し、各地域での養成が推進されるよう支援する。

市町村は、主に地域の一般住民、民生委員・児童委員、健康普及員及び市町村職員等を対象に養成を行う。

### 4 団体との連携

自殺対策について関連する団体、一般住民の生活と密接な関係にある団体にゲートキーパーの役割を担ってもらえるよう普及啓発を行う。また、各団体での自主的な養成が図られるよう推進する。

### 5 養成後の取組み

県、市町村、関連団体は、研修実施後にフォローアップ研修や活動の場の案内をするなど、地域でのゲートキーパーとしての活動が推進されるよう、はたらきかけを行う。

(1)養成の対象と目標

養成研修…こころに不調を抱える人や自殺に傾く人のサインに気づき、声かけ、傾聴、つなぎ、見守ることができ  
る人を、ゲートキーパーとして養成する <ゲートキーパー養成研修開催マニュアル>

フォローアップ研修…ゲートキーパーの役割と心得を再確認すると共に、こころの不調や自殺のリスクを抱えた人  
が支援につながっていくように、あらゆる人・窓口・機関(精神保健や自殺対策以外の場合にも)が「気づき・声  
かけ・傾聴・つなぎ・見守り」という役割を実践できるようフォローアップする

養成の対象	考え方(目標)	具体的な役割
住民	<p>【 ゲートキーパーの裾野の広がりにあ たる 】</p> <p>・住民として、自分への気づきと、家族や 友人隣人同僚周囲の人のサインに気づ き、声かけ、傾聴する、つなぐ(困った時 SOS を出す・相談する)、見守る ~でき ることを行う~</p>	<p>・生活の中で身近な人の変化やサインに気づいたら声をか け、傾聴する等、できることをするのが、まず基本 「どうしたの?」「疲れてるみたい」「よかったら話してみて」 「一緒に考えましょう」など 1人で対応できない場合は SOS を出したり、相談できる窓 口につなぎ、見守る</p> <p>・可能な人は普及啓発やキャンペーン等の活動に参加する ・市町村や保健福祉事務所により独自の活動をプラスすること もできる</p>
業務として住 民等、人に関 わる人	<p>【 他部署他機関と連携して 対応・支援する 】</p> <p>・住民としての目標に加えて、関わる人 について対応、支援する ・なお専門職は、上記に加えて各職種に 応じた支援を行う</p>	<p>・住民としての役割を取る ・業務において、関わる人のサインに気づき、声かけ、傾聴す る ・困った時に相談し、円滑なつなぎと、他部署他機関と連携し ての対応支援を行う ・なお専門職は、上記に加えて各職種に応じた役割を取る</p>

(2)ゲートキーパー養成に関する市町村・保健福祉事務所(センター)等の役割と連携について

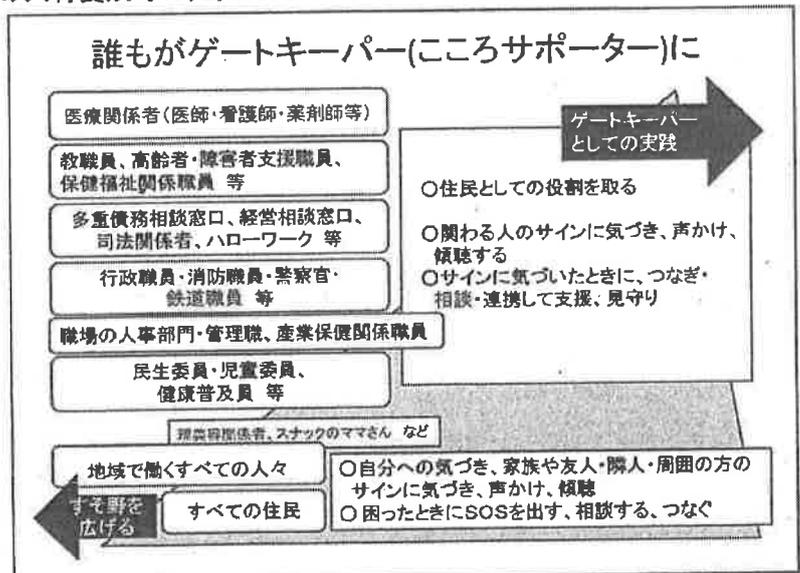
①市町村・保健福祉事務所(センター)共通の役割…それぞれ庁内の幹部・職員にゲートキーパー養成研修を実施、  
考え方を普及し庁内連携を図る。養成の対象・講師・フォローアップ等は市町村・保健福祉事務所間で調整する。

②市町村の役割…庁内職員の他、民生委員児童委員、認知症サポーター、健康普及員、ボランティア、自治会、一  
般住民等を中心に養成する。対象・講師・フォローアップ等については保健福祉事務所と調整する。

③保健福祉事務所(センター)の役割…管内の人材養成等の充実のため、市町村と調整し情報共有すると共に、市  
町村の取組みに協力し支援する。

ゲートキーパー養成は、所内職員の他、  
広域的専門的な対象(職域、大学生、医療  
機関、理美容関係、消防・警察、精神保健  
福祉関係者等)を中心に市町村と調整し、  
他課との協力の下に実施する。

④精神保健福祉センター…ゲートキーパー  
養成指導者研修を実施すると共に、地域の  
人材養成の充実を目指し会議等を通じ情報  
提供・共有する。市町村・保健福祉事務所  
の事業に協力し支援する。



## 自殺対策基本法の一部を改正する法律案 概要

目的規定の改正(第1条)		
○ 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加		
基本理念の追加(第2条第1項・第5項)		
○ 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない		
○ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない		
国の責務の改正(第3条第3項)	自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)	関係者の連携協力(第8条)
○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助	○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開 ○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開	○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力
都道府県自殺対策計画等(第13条)		
○ 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める		
都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)		
○ 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付		
基本的施策の拡充		
〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)		
① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供		
② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備		
〔人材の確保等〕(第16条)		
自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加		
〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)		
① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定		
② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める		
〔医療提供体制の整備〕(第18条)		
自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定		
必要な組織の整備(第25条)		施行期日(附則)
○ 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備		○ 平成28年4月1日から施行

対人援助				
事業名	ストレスチェックの実施	担当課	職員課	1
事業概要	「心の健康」を確保する取り組みとして、「心の健康診断(ストレスチェック)」を実施する。			
事業名	健康管理研修の実施	担当課	職員課	2
事業概要	新採用職員を対象に、職員の健康管理についての研修を実施する。 平成27年度テーマ ①「職員の健康状態」 ②「生活習慣について」 ③「健康管理の体制とスケジュール」			
事業名	市民相談	担当課	市民情報・相談課	3
事業概要	弁護士による法律相談や認定司法書士による多重債務相談等を実施している。			
事業名	消費生活相談	担当課	市民情報・相談課	4
事業概要	消費生活相談員による消費生活に関する相談、消費者への情報提供等を実施している。			
事業名	女性のための相談窓口	担当課	人権・男女共同参画課	5
事業概要	女性が抱える様々な問題、お悩みに関して女性相談員が承る。			
事業名	人権相談	担当課	人権・男女共同参画課	6
事業概要	いじめ、体罰、夫婦・親子の間でのめもごと、近隣関係などの相談に関して人権擁護委員が承る。			
事業名	高齢者のための健康相談	担当課	高齢福祉課	7
事業概要	高齢者、その家族からの心と体の健康についての電話や来所等による相談支援。			

事業名	相談支援事業	担当課	障がい福祉課	8
事業概要	身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病等について、体の問題や障がいでお悩みの方の相談を行う。			
事業名	窓口、電話並びにケース宅への訪問による相談支援	担当課	生活福祉課	9
事業概要	窓口や電話による相談もさることながら、ケース宅への個別訪問による悩みの相談を行っている。			
事業名	育児相談(子どもや育児に関すること)	担当課	保育課	10
事業概要	しつけや、発育など育児に関する様々な不安や悩みの相談を受付ける。 (市内保育所、つどいの広場、子育て支援センターで実施。)			
事業名	赤ちゃん広場	担当課	保育課	11
事業概要	1歳未満児の親子を対象に、4箇所の保育園のサロンを利用して、子育て中の親同士との交流を図るとともに、育児相談や情報提供を行う。 (平成28年度は、須賀保育園・花水台保育園・夕陽丘保育園・若草保育園で実施。)			
事業名	子育て支援センター	担当課	保育課	12
事業概要	市内に1か所設置。乳幼児のいる親子の交流や子育て相談、子育てに関わるイベントや講座などを実施。市内・市外問わず、無料で利用できる。対象年齢は、0歳から就学前のお子さんと保護者の方。			
事業名	つどいの広場事業(もこもこ、きりんのうち、どれみ)	担当課	保育課	13
事業概要	市内に3か所設置。親子が自由に遊び、交流できる場。市内・市外問わず、無料で利用できる。対象年齢は、0歳からおおむね3歳のお子さんと保護者の方。			
事業名	ファミリー・サポート・センター事業	担当課	保育課	14
事業概要	子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(支援会員)からなる会員組織。相互扶助で、子の預かりや送り迎えを行う。			

事業名	病後児保育事業(病後児保育室「なでしこ」)	担当課	保育課	15
事業概要	病氣回復期(病後児)の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業。			
事業名	一時預かり	担当課	保育課	16
事業概要	保育園で、保護者の仕事、冠婚葬祭、通院、心身のリフレッシュ等の理由でお子さんを1時間単位でお預かりする。 申込みや利用料金については、実施している保育園に確認。			
事業名	児童虐待防止ネットワークの充実(家庭児童相談事業)	担当課	こども家庭課	17
事業概要	児童虐待の相談、処遇対応を必要に応じて関係機関と連携し、子育て支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策します。			
事業名	母子・父子相談の充実(母子・父子福祉推進事業)	担当課	こども家庭課	18
事業概要	母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付など様々な相談に対応します。			
事業名	健康増進事業における健康相談(電話相談を含む)	担当課	健康課	19
事業概要	生活習慣病予防等の疾病の早期改善と自己管理の意識向上を図るための相談を来所及び電話にて実施する。メンタルヘルスや休養等についても、対象者からの相談に対応する。			
事業名	青少年相談	担当課	青少年課	20
事業概要	青少年相談室において、問題や悩みを抱えた青少年本人及びその保護者等を対象に、電話・来室・メールによる相談支援を行う。			
事業名	教育相談事業「教育相談」	担当課	子ども教育相談センター	21
事業概要	「教育相談」 心理的な悩みを持っている児童・生徒とその保護者、教員を対象に、カウンセリング、遊戯療法、助言指導、他機関への紹介などを行なう。			

事業名	教育相談事業「不登校訪問相談」	担当課	子ども教育相談センター	22
事業概要	「不登校訪問相談」 不登校により家に閉じこもっている児童・生徒に対して、学校・家庭・地域社会と連携しながら家庭訪問による相談・支援を行なう。			
事業名	精神科リエゾンチームを配置(精神科医・精神科専門看護師・精神保健福祉士)	担当課	退院支援・医療相談室	23
事業概要	平成28年6月から精神科リエゾンチームを配置した。 (精神科医・精神科専門看護師・精神保健福祉士) 自殺企図で受診・入院した患者さんに関わります。身体的疾患の治療後必要に応じて精神科病院への入院や受診、行政など社会福祉制度につなぎ、再発防止に努めています。			

人材養成				
事業名	管理職のメンタルヘルス研修会の実施	担当課	職員課	1
事業概要	管理職を対象にしたメンタルヘルス研修会を開催する。 平成27年度テーマ ①「ストレスチェック組織分析結果の読み取り方」 ②「キャリア(働くことにまつわる生き方そのもの)の理想と現実の狭間で揺れている若手職員への対応」 ③「自信を高めるコミュニケーション方法」			
事業名	小・中学校教頭研究会	担当課	教育指導課	2
事業概要	講演会の実施 平塚病院副委員長の上田竹人氏による講演 「思春期のころ～故意に自分の健康を害する症候群(摂食障害・自傷の理解と対応)」			
事業名	人権教育担当者会	担当課	教育指導課	3
事業概要	分科会別研究協議 年3回実施。「自殺対策」分科会を設置している。 (その年の各校担当者の希望の有無により、設置する分科会が異なる。)			

普及啓発				
事業名	リーフレットを活用した啓発運動	担当課	生活福祉課	1
事業概要	「気づいてください こころのサイン」のリーフレットを窓口に掲示し啓発している。			

事業名	子育てガイド「くすくす」	担当課	保育課	2
事業概要	子育てに関連する市の制度や施設などの情報を掲載した冊子。母子手帳と一緒に配布しているほか、下記の場所でも配布。 (配布場所:市役所保育課、こども家庭課、保健センター、子育て支援センター、つどいの広場、公民館など)			
事業名	どならない子育て練習法(そだれん)の講座の開催(家庭児童相談事業)	担当課	こども家庭課	3
事業概要	つい怒鳴ってしまう、叩いてしまう等、子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方及びコミュニケーションの方法を練習する講座を開催し、親子関係を改善していきます。			
事業名	思春期対策連絡調整事業	担当課	健康課	4
事業概要	生涯にわたり健やかに過ごすための基盤となる思春期の生徒に対し、学校保健等の関係機関と連携を図り、生命の尊さや母性・父性の養成を行い、健全な身体づくりについての正しい知識の普及を行う。			
事業名	健康増進事業における訪問指導	担当課	健康課	5
事業概要	生活習慣病予防及び心身体機能の低下防止と健康増進を図ることを目的として、保健サービスと医療・福祉等の他のサービスとの調整を図り、本人及びその家族に対して保健・機能訓練・栄養・口腔に関する必要な指導、相談を実施する。メンタルヘルスや休養等についても、対象者からの相談があれば対応する。			
事業名	健康づくり推進事業	担当課	健康課	6
事業概要	地域での健康づくりを円滑に推進するため、休養教室を平塚市健康推進員連絡協議会に委託して実施する。 (健康推進員が活動を推進するために必要な知識を取得できるよう、睡眠や休養、心の健康づくりについて健康推進員育成講座を実施する)			
事業名	青少年相談室	担当課	青少年課	7
事業概要	青少年相談室の取組みを紹介し、相談を呼びかけるチラシ・リーフレット等を作成して、市内全ての小学校・中学校・高等学校・中等教育学校と近隣の高等学校の全児童・生徒とその保護者及び教職員宛に配布する。			
事業名	学校図書館における「こころと命の本」の活用	担当課	教育指導課	8
事業概要	司書教諭・学校司書・図書委員会の子どもたちが中心となり、学校図書館内に「こころと命の本」コーナーを設置している。			

事業名	いのちの授業実践の推進と事例収集、作文募集(県教委からの依頼)	担当課	教育指導課(県教育委員会)	9
事業概要	道徳や各教科等の時間などあらゆる教育活動場面で行われている「いのちのかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることへの大切さ」などについての授業実践を収集する。			
事業名	「いのち」を大切にすることをはぐむ教育推進研究委託事業(県教委からなでしこへ委託)	担当課	教育指導課(県教育委員会)	10
事業概要	生きることの尊さや死の重さなど「いのち」を大切にすることを育成をはぐむ、創意工夫のある取組の推進を図る。			
事業名	「こころと命のサポートのための本」のブックリストの作成及び特集展示の実施	担当課	中央図書館	11
事業概要	ブックリスト「こころと命のサポートのための本(平成27年度版)」を作成し、図書館ホームページのジャンル別検索に掲載しました。 また、平成27年9月及び平成28年3月に、市内4館で展示を実施しました。			
事業名	ポスター及びリーフレット等の掲示	担当課	中央図書館	12
事業概要	平成27年9月及び平成28年3月に、関連するポスター、リーフレット等を市内4館に掲示しました。			
事業名	映画会の開催	担当課	中央図書館	13
事業概要	中央図書館3階ホールにて、平成27年9月20日に「千の風になって」、9月27日に「盲導犬クイールの一生」、平成28年3月13日に「桃色のクレヨン」を上映しました。			
事業名	返却スリッパの配布	担当課	中央図書館	14
事業概要	「こころと命のサポート」に関する図案の返却スリッパを作成し、平成28年3月中に中央図書館で貸出の手続きをした利用者にお渡ししました。			

対人援助 人材養成				
事業名	メンタルヘルスセミナーの開催	担当課	職員課	1
事業概要	新任管理職・担当長を対象にしたメンタルヘルスセミナーを開催する。 平成27年度のテーマ 「管理職のためのメンタルヘルスケア～職場と自分のために～」			
事業名	安全衛生セミナーの開催	担当課	職員課	2
事業概要	安全衛生推進者を対象に、快適な職場環境と職員の心身両面にわたる健康の保持増進のための安全衛生に関するセミナーを開催する。 平成27年度のテーマ 「仕事の効率をアップするための睡眠の工夫～どうしたら熟睡は得られるか～」			

対人援助 普及啓発				
事業名	母子健康手帳の交付	担当課	健康課	1
事業概要	妊娠届出があった妊婦に対して、母子手帳を交付し、必要時保健指導を行う。			
事業名	母子保健事業における訪問指導	担当課	健康課	2
事業概要	妊産婦・新生児訪問指導、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児訪問指導、未熟児(低出生体重児等)訪問指導、養育支援訪問事業を実施し、保護者の育児不安解消等のための支援を行う。こんにちは赤ちゃん訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に対して様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行う。			
事業名	母子保健事業における健康診査	担当課	健康課	3
事業概要	妊婦・4か月児・8～10か月児・1歳6か月児、2歳児歯科・3歳児健康診査を実施する。健康診査受診後は、必要において育児不安の解消等について事後指導を行う。			
事業名	母子保健事業における健康教育	担当課	健康課	4
事業概要	母親父親教室、離乳食教室、むし歯予防教室、幼児健診事後指導教室等を実施し、妊娠中や育児についての不安の軽減をはかるとともに、健全な母子関係の育成等を支援する。新婚家庭への情報提供、父親のための育児情報の提供等も実施する。			

事業名	母子保健事業における健康相談	担当課	健康課	5
事業概要	育児相談(来所・電話)、インターネット離乳食相談、7か月児相談を実施し、育児不安の軽減・解消をはかる。			
事業名	低出生体重児と保護者の集い	担当課	健康課	6
事業概要	出生体重がおおむね1,700g未満の2歳以下の乳幼児とその保護者を対象に、親同士が交流を図り育児不安を取り除く場を提供することにより、社会的な孤立を減らす。また、親が育児に自信を持つことできるように支援する。			
事業名	周産期からの児童虐待予防事業	担当課	健康課	7
事業概要	周産期の段階から支援が必要と判断される妊産婦を把握し、早期に必要な支援を行い、育児不安等を軽減することで児童虐待の防止を図るため、周産期医療機関、平塚児童相談所、平塚保健福祉事務所、こども家庭課と連携して事業を実施する。			
事業名	健康増進事業における健康教育(大人に対しての健康教育)	担当課	健康課	8
事業概要	医師等による休養・こころの健康づくりに関する教室を年1回実施する。			

対人援助 人材養成 普及啓発				
事業名	平塚市スクールカウンセラー派遣事業	担当課	子ども教育相談センター	1
事業概要	臨床心理の専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校に配置する。 ①児童・生徒へのカウンセリング及び支援 ②教職員および保護者に対する助言・援助 ③児童・生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供 ④教職員に対するカウンセリング等に関する研修			
事業名	平塚市スクールソーシャルワーカー派遣事業	担当課	子ども教育相談センター	2
事業概要	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを各小・中学校へ派遣する。 ①問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム支援体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤教職員等への研修活動			

平成28年度自殺予防啓発街頭キャンペーンについて（案）

- 1 目的 自殺対策に関する市民への普及啓発の取り組みの一環として、9月10日の世界自殺予防デーに先立ち、自殺予防啓発街頭キャンペーンを実施する。
- 2 日時 平成28年8月30日（火）16:00～17:00
- 3 場所 JR平塚駅北口周辺
- 4 参加者等 平塚市自殺対策会議及び自殺対策担当者会議関係者、中学生ボランティア、国際医療福祉大学学生等 計約50人
- 5 配布物 リーフレット、啓発グッズ 1000セット
- 6 日程 15:30 JR平塚駅北口階段下に集合  
受付、腕章と配布物の受渡し。  
16:00 開会あいさつ  
参加者紹介、オリエンテーション（注意事項等説明）  
16:10 啓発物配布開始  
各持場で配布。配布物がなくなり次第、集合場所へ戻る。  
16:55 閉会あいさつ

【注意事項など】

- ・ 通行人の妨げにならないように気を付ける。
- ・ 事故・けがのないよう気を付ける。
- ・ 改札付近では配布しない。
- ・ 無理に手渡さない。
- ・ キャンペーンです、平塚市ですなどと声をかける。
- ・ グッズがみえるように、胸の高さで渡すと受け取ってもらいやすい。

- 7 その他 できるだけ軽装でおいでください。荷物置き場を用意いたしますが、貴重品は身に付けておいてください。

以上

平成19年12月25日

条例第34号

改正 平成25年3月22日条例第3号

平塚市民のこころと命を守る条例

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 基本的施策（第8条～第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、近年、平塚市（以下「市」という。）においても自殺が社会問題となっている状況にかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって市民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、単に精神保健的な観点からのみならず、様々な社会的な要因が関与していることを踏まえ、自殺の実態に即して実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、市民が共に支えあう地域福祉の増進という観点を踏まえ、地域の状況に応じたきめ細かな施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、神奈川県、医療機関、事業主、学校、市民等の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、国及び神奈川県と

協力しつつ、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、市と連携しながら、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自殺対策について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第6条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分に配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(財政上の措置等)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第8条 市は、自殺の防止等に関して、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第9条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する市民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成等)

第10条 市は、自殺対策の役割を担う人材の養成及び資質の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康づくりの相談体制)

第11条 市は、心の健康の保持及び増進のため、職場、地域、学校等における相談体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(精神科医療の提供体制)

第12条 市は、自殺の危険性の高い者の早期発見に努め、これらの者が必要に応じて適切な精神科医療を受けられるよう医療体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(社会的な取組体制の整備)

第13条 市は、市民が抱える社会的な要因を含む様々な課題に対応できるよう、関係相談窓口の充実及び連携を図る等自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第14条 市は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第15条 市は、自殺者又は自殺未遂者の親族等が受ける深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺対策会議)

第16条 市は、総合的な自殺対策を推進するため、平塚市自殺対策会議（以下「自殺対策会議」という。）を置く。

2 自殺対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策について必要な関係機関相互の調整を図ること。
- (2) 自殺対策に関する重要事項について審議すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関すること。

3 自殺対策会議は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、自殺対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

こころと命のサポート事業

# 気づいてください こころのサイン

～気づく、つながる、ささえあう～

ひとりで悩まず相談してください



✦ さまざまな困りごとや心配ごとを相談できる窓口を、分野別に掲載しています。また、携帯電話・スマートフォン、パソコンなどで、簡単にストレスや落ち込み度がチェックできる「こころの体温計」についてご紹介しています。

✦ 一人でも多くの方の悩みや心配ごとが改善、解決に向かうことを願っています。

平塚市 福祉総務課 保健福祉総合相談 0463-21-8779

# ストレスチェック制度

簡単！

## 導入マニュアル

2015年12月から  
義務づけ

### コンテンツ

ストレスチェックって何ですか？

何のためにやるのでしょうか？

いつまでに何をやればいいのでしょうか？

導入前の準備

ストレスチェックの実施

面接指導の実施と就業上の措置

職場分析と職場環境の改善

何に気をつければいいのでしょうか？

プライバシーの保護

不利益取扱いの防止

# 「ストレスチェック」実施促進のための 助成金のご案内

従業員数50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェック※を実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導など※を実施した場合、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひ、ご活用ください。

※「ストレスチェック」と「面接指導の実施」は、労働安全衛生法第66条の10第1項から第6項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」などのことをいいます。

## ＜助成金を受けるためには＞

### ◆平成27年度助成金との変更点について◆

他の小規模事業場と団体を構成する必要はありません。



助成金の支給申請をする前に、支給要件を満たしているかの確認を受けるため、あらかじめ労働者健康安全機構への届出が必要になります。

助成金の支給には、次の5つの要件を全て満たしていることが必要です。

1. 労働保険の適用事業場であること。
2. 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
3. ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。  
(登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)
4. 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
5. ストレスチェックの実施及び面談等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

## ＜助成対象・助成額＞

助成金の支給対象及び助成額は、次のとおりです。

1. ストレスチェック（年1回）を行った場合  
1従業員につき**500円**を上限として、その実費額を支給。
2. ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合  
1事業場あたり、産業医1回の活動につき**21,500円**を上限として、その実費額を支給。  
(支給対象とする産業医活動は、1事業場につき年3回を限度とする。)

### 【支給対象となる産業医活動の例】

- ・ ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・ 面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など

## <助成金ご利用の流れ>

### ①登録の届出（労働者健康安全機構へ）

**提出書類：**ストレスチェック助成金事業場登録届

**添付書類**

- ・選任した産業医との契約書の写
- ・産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類の写
- ・事業場の労働保険概算・確定申告書などの写
- ・ストレスチェックの実施を別機関が行う場合には様式第1-2号及び実施者の要件を備えていることを証明する書類の写
- ・事業場あての返信用封筒（通知書返信用）

**届出期間：**平成28年4月1日から11月30日まで

※ただし、届出期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。



通知書受理後3か月以内に

- ②ストレスチェックの実施について、産業医からの助言、労使での審議、従業員への説明・情報提供
- ③ストレスチェックを実施、従業員への結果の通知
- ④ストレスチェックに係る産業医による面接指導などの実施



### ⑤助成金支給申請（労働者健康安全機構へ）

**提出書類：**助成金支給申請書（ストレスチェック実施者と産業医の確認が必要）

**添付書類：**ストレスチェック実施者と産業医への費用の支払いを証明する書類

**申請期間：**平成28年4月15日から平成29年1月31日まで

※ただし、申請期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

### ➤ お問合せ先 届出・申請先

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒212-0013

神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館17階

電話番号 044-556-9866

ホームページ

<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

※各種様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

# こころの耳

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト  
～心の健康確保と自殺や過労死などの予防～

あなたや、あなたの身の回りで  
こんな**悩み**を抱えている方は  
いませんか？

こころの**悩み**がある  
誰かに相談したい

こころの**健康問題**により  
休職中の**社員**がいる

職場のメンタルヘルス対策  
について知りたい

働く人のこころの健康に関するさまざまな情報を提供しています



相談窓口案内  
メール相談



ストレスチェック



事例紹介  
Q&A



eラーニング  
教育・研修

「こころの耳」は、インターネットによる情報提供の窓口です。

あなたは一人ではありません。あなたの力になる情報や場所、人を一緒に探しましょう。

<http://kokoro.mhlw.go.jp>

こころの耳 で検索



携帯版「こころの耳」

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 こころの耳運営事務局  
お問い合わせ先 [kokoro@counselor.or.jp](mailto:kokoro@counselor.or.jp) (メール相談のアドレスではありません)

厚生労働省からの委託を受けて運営しています



*Selfcare*

こころの健康  
気づきのヒント集

## 独立行政法人労働者健康福祉機構 産業保健・賃金援護部 産業保健課

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館17階

TEL：044-556-9865 FAX：044-556-9918

E-mail：mental-shien@mg.rofuku.go.jp

ホームページ：<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/mental/tabid/111/Default.aspx>

○この冊子は厚生労働省からの委託を受けて独立行政法人労働者健康福祉機構において印刷したものです。